

第15章 区民生活の安定

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、 都市開発部、生活振興部、 福祉部、健康部、 SDGs推進部	都主税局、都福祉局、(福)東京都社会福祉協議会、(福)江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ
第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

■対策の前提と課題

- 災害後の区民生活安定のため、法令等に基づき様々な支援があり、対応する体制を迅速に構築する必要がある。

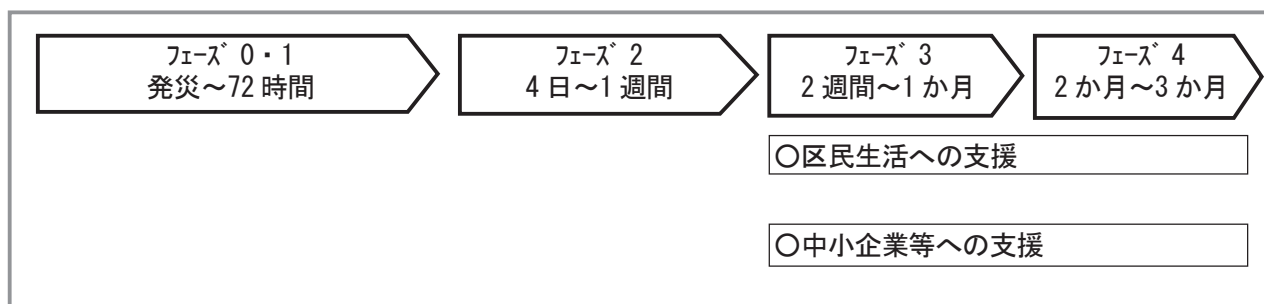
■対策の現状

- 防災関係機関は、それぞれの支援策を定めている。

■対策の方針

- 防災関係機関に対し区民生活への支援策の早期対応を要請する。

■対策の流れ



第1節 区民生活への支援

発災直後の揺れや火災などの被害から生命を守った後は、その生命をしっかり繋いで、早期に生活再建へと結びつけ、震災前の生活や都市を取り戻すことが重要である。そのために、区は、避難所の安全化や生活物資の発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策、罹災証明手続き及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策をすすめていく。

1 被災者の生活相談

(1) 応急相談窓口の設置

区は、被災者のための応急相談窓口を設け、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

〈応急相談の項目〉

窓口設置場所	区役所、各事務所
相談項目	① 安否情報（家族の消息等） ② 罹災証明書等の発行 ③ 応急対応の申込み ・仮設住宅 ・応急修理 ・建物解体撤去 ・災害見舞金 ・義援金 ・被災者生活再建支援金 ④ 相談 ・生活資金、営業資金 ・法律 ・健康 ・福祉 ・職業のあっせん

(2) コールセンターの設置

区は、区民等からの電話による通報や問い合わせに対応するため、特設電話等を確保しコールセンターを設置する。

2 義援金の募集・受付・配分

(1) 義援金の配分事務

都の義援金募集等に協力する場合、区独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

(2) 東京都募集の義援金の受付・配分

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

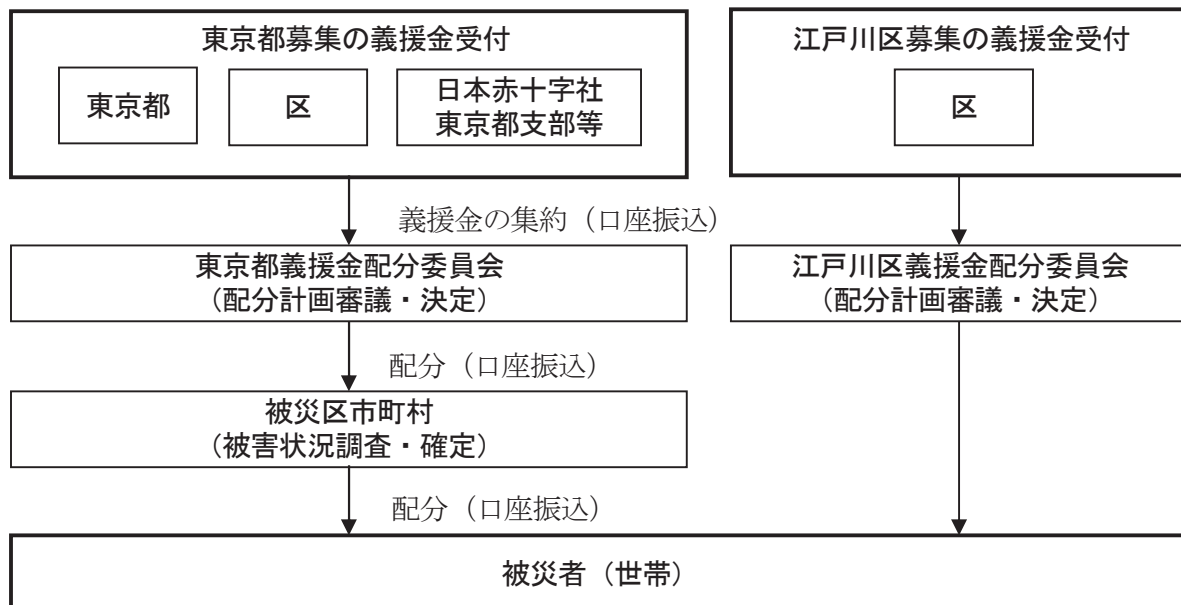
また、都から配分された義援金については、区の指定する口座を振込先とし、配分を決定する。

(3) 区独自募集の義援金の受付・配分

区は、「江戸川区義援金配分委員会」を設置し、義援金を募集することを決定する。

義援金の募集開始後、江戸川区義援金配分委員会を開催して配分方法等を決定し、速やかに被災者に支給する。

＜義援金の受付・配分のながれ＞



3 被災者の生活再建支援の援助

(1) 災害弔慰金等の支給

区は「江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行う。

また、日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(2) 生活福祉資金の貸し付け

（福）東京都社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、（福）江戸川区社会福祉協議会を受付窓口として、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

① 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アまたはイの被害が発生した都道府県の他の区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

第4部 初動応急計画【震災編】

カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）

② 支給要件

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※中規模半壊の場合は基礎支援金の支給はなし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

<全壊・大規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

<中規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

4 職業のあっせん

(1) 公共職業安定所でのあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講ずる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

(2) 区の要請

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

5 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 納税の緩和措置

区及び都は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、特別区民税及び都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等について、適時、適切な措置を講ずる。

(2) 国民健康保険料等の措置

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、国民年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、法律、条例等に基づき、被災の状況に応じて、減免、徴収猶予の措置を取る。

(3) 労働保険料の措置

災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険

料の納入期限の延長措置を講ずる。

6 その他の生活支援

(1) 東京労働局

- ① 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長の措置を講ずる。

また、区及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

(2) 日本郵便（株）

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(3) （株）ゆうちょ銀行

- ① 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- ② 郵便貯金業務の非常取扱

(4) （株）かんぽ生命保険

- ① 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い
- ② 保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取扱

(5) 日本放送協会

- ① NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等の実施等
- ② 被災者の受信料免除
- ③ 状況により避難所へ受信機を貸与

(6) NTT東日本（株）、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ

- ① NTTの規定に該当する被災者または避難者の基本料金の減免および仮住居への移転工事費の無料化を実施
- ② 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2節 中小企業等への支援

1 中小企業者への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

2 農業・漁業関係者への融資

都及び関係機関は、以下の措置を行う。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

農業、水産業施設等の災害復旧資金及び被災農業・漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対

第4部 初動応急計画【震災編】

する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業・漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

(3) 農・漁業団体に対する指導

災害時において、被災農業・漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。